

高橋孝眞後援会規約

第1条 (名称)

この会を高橋孝眞後援会と称す。

第2条 (目的)

この会は、高橋孝眞君の政治活動を支援するとともに、会員の政治的要望の実現を推進し、併せて会員相互の親睦を図り、もって地域社会の発展のために寄与する事を目的とする。

第3条 (事務所)

この会の事務所を高橋孝眞宅に置く。

第4条 (事業)

この会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 後援会、討論会、座談会等各種会合の開催。
2. 会報その他の出版物の発行。
3. 会員の親睦を図るための諸事業。
4. その他会の目的達成のための諸事業。

第5条 (会員)

この会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者を持って会員とする。

第6条 (会議)

会長は、毎年1回の総会を開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2. 会長は必要に応じて役員会を開催する。

第7条 (役員)

この会に、次の役員を置く。

会 長	1名	事 務 局 長	1名
副 会 長	若干名	事 務 局 次 長	若干名
幹 事 長	1名	会 計 幹 事	1名
副 幹 事 長	若干名	監 事	2名
青 年 部 長	1名	女 性 部 長	1名

第8条 (役員を選出及び任期)

会長・副会長・監事は総会にて選出する。

2. 他の役員は会長が選任し、役員会の承認を得て委嘱する。
3. 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第9条 (役員職務)

会長は、会を代表してその運営に当たる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその責務を代理する。
3. 幹事長、他役員は、会長の命を受けて会務を処理する。
4. 会計幹事は、会計を司り、会計監事はこれを監査する。

第10条 (顧問・相談役)

この会に、顧問、相談役を置く事ができる。

2. 顧問、相談役は役員会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 顧問、相談役は会長の諮問に応じ、意見を具申する。

第11条 (経費)

この会の会計は、会費、寄付金、及びその他の収入を持って充てる。

第12条 (会計年度・監査)

この会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

2. この会の収支決算は、次期総会において監査意見書を付して報告し、承認を求めるものとする。

第13条 (補則)

この会の運営に関し、この規約に定めのない事項については、役員会において決定する。

第14条

この会設立当初の役員は、設立準備委員会において選出する事ができるものとする。

付則 この規約は、平成23年7月9日から施行する。

高橋孝眞（ 支部）後援会規約(案)

- 第1条 この会を高橋孝眞（ 支部）後援会と称す。
- 第2条 この会は、高橋孝眞君の政治活動を支援するとともに、会員の政治的要望の実現を推進し、併せて会員相互の親睦を図り、もって地域社会の発展のために寄与する事を目的とする。
- 第3条 この会の事務所を、支部長宅に置く。
- 第4条 この会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 支部後援会、討論会、座談会等各種会合の開催。
 2. 会報その他の出版物の発行。
 3. 会員の親睦を図るための諸事業。
 4. その他会の目的達成のための諸事業。
- 第5条 この会は、毎年1月に総会を開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催する事ができる。
2. 役員会は、随時これを開催する。
- 第6条 この会に、次の役員を置く。
- | | | | |
|---------|-----|-----------|----|
| 支 部 長 | 1名 | 青 年 部 長 | 1名 |
| 副 支 部 長 | 若干名 | 青 年 副 部 長 | 1名 |
| 幹 事 長 | 1名 | 女 性 部 長 | 1名 |
| 幹 事 | 若干名 | 女 性 副 部 長 | 1名 |
- 第7条 役員は、総会の承認を得て選出する。
2. 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 第8条 支部長は、会を代表しその運営に当たる。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその責務を代理する。
 3. 幹事長、他役員は、支部長の命を受けて会務を処理する。
- 第9条 この会に、顧問、世話人会を置く事ができる。
2. 顧問、世話人会は役員会の承認を得て支部長が委嘱する。
 3. 顧問、世話人会は、支部長の諮問に応じ、意見を具申する。
- 第10条 この会の会計は、会費、寄付金、及びその他の収入を持って充てる。
- 第11条 この会の会計年度は、毎年1月に始まり、12月に終わる。
2. この会の収支決算は、次期総会において報告し、承認を求めるものとする。
- 第12条 この会の運営に関し、この規約に定めのない事項については、役員会において決定する。
- 第13条 この会設立当初の役員は、設立準備委員会において選出する事ができるものとする。

付則 この規約は、平成 年 月 日から施行する。